

金の外國からの轉送、外國の旅行者が日本で費消する金銭、世界各地を廻つてゐる汽船會社の受取る運送賃、南北アメリカ、濠洲等の移民の送金等が外國爲替の供給をし、物資の輸入、外國證券の買入、外國人の日本に於ける投資に對する利子又は配當金の支拂等が外國爲替の需要を構成するのである。

外國爲替には常に爲替率がある。爲替率とは日本の貨幣と外國の貨幣とを交換する割合である。而して爲替率は爲替の需要供給の如何によつて變動する。我が國に於ては政府の補助の下に爲替を主として取扱ふことを目的として設立された横濱正金銀行が毎日發表する爲替率を標準として、爲替取引をする各銀行は輸出入爲替を賣買してゐる。試みに昭和九年四月四日の各地向爲替率を見れば次の如くである。

銀行電信爲替賣

ロンドン	一志二片十六分ノ一
シドニー	一志五片十六分ノ九

パリ	四法五九
スイス	○法九三二分ノ一
ローマ	三利五〇
ドイツ各地	○麻七五四分ノ三
アメリカ各地	三十弗四分ノ一
カナダ	三十弗四分ノ一
リオデジジャムイロ	三ミルレイ四四〇
アレキサンドリア	五バウンド七一
インド各地	七十七留比四分ノ三
ジャバ各地	四四盾二分ノ一
シンガポール	二〇〇圓四分ノ一
マニラ	一六五圓四分ノ三
ホンコン・カントン	一二九圓四分ノ三

上海	一一六圓二分ノ一
漢口	一一六圓四分ノ三
天津	
北平	一一七圓四分ノ一
青島	一一六圓四分ノ三
大連	一一二圓

右の率の中、外國貨幣で現はれてゐる爲替率は正金銀行が一圓又は百圓に對して外國に於て支拂ふことを電信を以て指圖する率であつて、圓で現はされてゐる數字は先方の通貨の單位百に對して我が國の圓價を支拂ふ額である。例へば正金銀行で一圓を支拂へば直にロンドンで一シリリング二ペンス十六分の一を支拂ひ、百圓を提供すればニューヨークで三十ドル四分の一、インドでは七十七ルーピー四分の三を支拂ひ、百二十九圓四分の三を提供すれば香港で百香港ドルを支拂ふのである。

英米を初めとして各國が金本位制度を維持してゐた當時に於ては、爲替は平價を基準として騰落した。平價とは之を我が國の例にすれば我が金貨に含まれたる純分と外國のそれとの對價である。

即ち平價は一國の標準金貨の含有する純金の重量を他國の標準金貨の含有する純金の重量を以て除して得たものである。例へば世界各國の爲替の標準となつてゐた英米兩國間の爲替にしても、英國のパウンド金貨は純金一一三・〇〇一グレインを含有し、米國の一弗は二三・二二二レインの純金を含有してゐたから、一一三〇〇一を二三・二二二で除して得た四ドル八十六セント六五が英米爲替の平價であつた。

もし金本位制度が維持せられてゐて、日本と米國との輸出入も『見えざる』貿易額も平均する場合には、日米爲替の市場率は平價に合致する筈であつて、ドル爲替で常に取引せられる筈である。しかし、かくの如き貿易の均衡は殆んど起ることは無く日本爲替の率が平價に達することは殆んど無いと言つて差支へなく、絶えず輸出入爲替の需要供給の如何によつて變動するのである。

例へば我が國に於ては毎年十二月から翌年五六月にかけて米國から盛んに棉花其の他を輸入するため、此の期間には輸入超過となり、多額の金を米國に於て支拂ふ必要がある。その場合棉花の輸入者は米國に對して輸出した品物の代金を米國に於て受取る権利即ち對米輸出爲替を有する人から、それを買取るのであるが、かくの如き爲替の買手は上半期には多數であつて、此の期間に輸出する品物の代金を受取るものよりも遙かに多いのであるから外國貨幣に對する需要が増加し、従つて其の價值が騰貴する。之に反して六七月以後は棉花、羊毛等の輸入は少くなり、反對に生絲及び、絹とか綿とかの織物等の輸出が増加するから、輸出爲替を賣る者が多くなる。即ち外國爲替の供給が増加するから、従つて日本では外國貨幣の價值が下落する。しかし此の騰落は、爲替率を日本の通貨を以て現はしてゐる場合と外國の通貨を以て現はしてゐる場合とによつて反對になるのである。例へば香港ドルに對する需要が増加し其の價值が騰貴した場合には今迄百ドルを買ふに百二十九圓七十五錢を支拂へばよかつたのに、百二十九圓八十何錢を支拂はなければならなくなる譯である。米國に對する爲替の場合には日本の通貨が百圓に一定してゐる上下に動くのは米國の通貨であるから、一例を以て説明すれば對米爲替が

下落したと云ふのは、ドルで現はした日本の貨幣の價值が下落したこと、騰貴したと云ふのは、ドルで現はした日本の貨幣價值が騰貴したことである。

日本も、英米等も金本位制度を維持してゐた時には爲替率の騰落には自ら限界があつた。即ち外國から輸入する物資が増加して、米國に對する爲替率が甚だしく騰貴する場合には寧ろ日本から金を輸出して貨物の代價を支拂ふことが却つて有利な場合もあつた。

金本位制度下に於ては中央銀行は何程でも要求あり次第銀行券を金と兌換するのであるから輸入業者は、高い率の爲替を買ふよりも寧ろ金を海外に輸出することになる。しかし金を日本から外國に送るには運送賃、保険料等を要するから爲替の平價に右の費用を加へた額よりも爲替率が騰貴すれば輸入業者には外國に對して爲替を取組むことを中止して金を現送することになる。さうすると輸入業者の外國爲替に對する需要がそれだけ減少するから、其の結果對外爲替の率は下落するのである。

反對に日本から輸出が増加して、輸出爲替の率が下落すれば、日本から貨物を輸入する者は

従来よりも多くの自國貨幣を日本に支拂ふ必要を生じ、日本向けの爲替を買ふよりも却つて金を日本に輸出して日本から輸入したものの代金を決済した方が有利となる。かくの如くして、金の現送をするだけ日本の貨幣に對する需要が減少し、日本では外國に對する爲替率が下落することになるのである。従つて金本位を有する兩國間の平價を中心として最高は平價に日本から金を現送する運賃諸掛りを加へたもの、最低は平價から同一の費用を差引いた金額以下には騰落しなかつた。これを金の輸出及び輸入現送點と稱する。

しかし今日の如く世界の金本位制度が混亂して、世界の主要國は金本位制度から離脱し、皆金の輸出を禁止するに至つては爲替率は輸出入の増減による需要供給に加へて、各國民の投機も加はり、正貨の現送による是正作用が行れないのであるから、其の變動は急激になる。此の場合には金本位を維持してゐる國と離脱した國との間には、後者の貨幣價值は下落するのは當然であつて、我が國が金本位制度を停止した昭和七年以後には我が國の百圓の貨幣價值が四十九ドル八十四セントから三十ドル以下に下落したのはそのためである。

輸出入の行はれる兩國共に金本位制度を維持してゐる場合には金の現送の外各種の爲替率平衡作用が行はれる。即ち第一には金が外國に流出し始めると、銀行の準備金が減少するから銀行は貸出を引締める。其の結果物價は下落し、輸出は増加し、輸出手形の供給は増加して爲替率は下落することになる。

第二の爲替率平衡作用は金利の騰貴である。即ち金の現送が行はれると、資金及び信用の縮少が行はれ、其の結果金利が騰貴する。すると第一に外國爲替の需要が減少する。何となれば例へば日本から金の現送が行はれると、外國の銀行は日本に於ける高金利の利益を得るために資金を日本に置くやう日本の取引銀行に依頼する。のみならず日本の銀行も日本に於ける貸出資金を得るために極力輸出手形を賣り、又或る場合には有利な放資先を見出し得ない國の資本が流入する。例へば金融恐慌後、我が國の一流銀行に預金が偏在し、しかも商工業が興らないため銀行が其の有利な投資先を見出すに苦しんでそれを金利の高かつた英國に預金した如きが其の例である。

爲替率が下落する場合には右と反對の結果を招來する。即ち我が國に金が流入すれば物價の

騰貴を齎し、それが輸入を増加し、輸入爲替の需要を増加して、其の結果爲替率の騰貴を招來する。而して資本と信用の供給の増加は金利の低下を來し、それ迄我が國に預金せられてゐた外國の資金も外國に還流することになる上に、我が國の銀行も出來るだけ資金を外國に置くやうになる。以上の原因によつて下落した爲替率は再び騰貴傾向に轉るのである。

以上の如く金本位國間には爲替率は常に平價を中心として僅少の金現送點の範圍内を變動するに過ぎないが、金本位國と他の本位國例へば支那の如き銀本位國との間の爲替率は常に變動する。金本位國と不換紙幣國、又は不換紙幣國相互の間の爲替率は前述の如く急激に變動を繰り返すのである。

外國爲替は三種類に大別される。第一は商業爲替手形、第二は銀行又は金融手形、第三は信用狀である。

長期商業爲替手形は外國に物資を賣つた商人が外國の買手又は其の指定する銀行に對して一

覽後三十日以上を以て振出す手形であつて、右の手形に船荷證券其の他の書類が添付される場合には、荷爲替手形と稱せられる。而して船積書類の添附のないものは普通爲替手形である。前者は棉花、綿糸布、小麥等の輸出入に用ひられ、従つて外國爲替の大半は荷爲替手形である。荷爲替の附屬書類は通例船荷證券、送り狀及び海上保險證書が添附され、時とすると擔保契約書が包含される。即ち荷爲替を買取る銀行に右の貨物を處分する權能を與へるのである。

例へばニューオーレアンスの棉花商が一覽後六十日に代金を支拂ふ契約を以て日本の紡績會社に棉花を賣ると、彼は右の手形を振出し、船荷證券、送り狀、海上保險證書を添附して、ニューオーレアンスの銀行へ持参するか、又はニューヨークに送つて時の爲替相場を以て賣ることを依頼する。而して何れにしても其の手形の代金を銀行から受取つた後は右の棉花商は取引には最早何等の關係もないのであるが、手形を買取つた銀行はそれを東京又は横濱の支店又は取引銀行に送つて、それを支拂人に呈示して引受を求め、これを依頼する。此の場合日本に於ける棉花の輸入者が信用のある一流會社である場合には銀行は即時又は引受の済み次第船荷證券

を輸入者に引渡すが、もし輸入業者の信用が確實でなければ、手形代金を支拂ふか又は割戻契約によつて右の船荷證券を引渡して輸入者をして其の棉花の引受を受けることを得しめる。前者の手形を引受爲替手形と稱し、後者を支拂手形と稱する。損傷しやすい物資に對しては通例支拂手形が振出されるが其の爲替率は引受手形よりも高いのを普通とする。かくの如き物資の輸入者は早急に輸入貨物の引渡を受ける必要上、割戻契約の下に手形を支拂ふのが通例である。

普通商業手形は船荷證券の添附されない爲替手形であつて、一國の商事會社が外國の商事會社に對して振出すものである。右の兩商事會社の間に長年月圓滑に商取引が行はれてゐる場合には貨物が積送されてもそれに對する手形の振出が延期されることがある。此の場合、貨物の積送は既に済んでゐるのであるから結局手形が振出される時には船荷證券其他の書類の添附されない普通商業手形となるのである。従つて普通商業手形を買取る銀行は何等の擔保物件を有しないのであるから、其の振出會社が信用確實な一流會社でない限り銀行は其の買取を拒絶する。普通手形は一國から他國に資金を送金する場合にも發生する。多くの荷爲替手形は三十

日以上の期限を以て振出されるが、小額の爲替手形は三十日以内の期日を以て振出され、是等の手形は通例引受手形となるよりも多くは支拂手形となる。

多額の公社債等の證券が國際的に取引せられるやうになつて以來外國爲替の取組が多額になるやうになつた。此の種の爲替手形には賣買された證券を添附するので、其の擔保があるために最良の手形であるとされてゐる。

銀行は投資物件として外國爲替を買入れることがある。例へば米國に於て割引率が上り、従つて長期爲替手形の率が下ることがある。かくの如き場合に我が國の金融が緩慢であれば我が國の銀行は多額の長期輸出爲替手形を買入れ、それを既に述べたやうに處分しないで投資物件として保有する。此の場合には米國に於ける手形の支拂人は手形を引受けて船荷證券を受取り其の貨物の引渡を受けるが、銀行は満期日まで手形を保有して其の利子を得るのである。

各國の銀行は世界の中心金融市場の銀行に預金して置いて、それに對して要求拂の手形、即ち銀行家の所謂小切手を振出すことがあり、又此の外に電信爲替がある。電信爲替と一覽拂の手

形の相異は、前者は電信を以て外國の預金銀行に預金の支拂を依頼し、後者は手紙を以て依頼する點にある。通例電信爲替を賣る銀行は外國の銀行に多額の預金を有する場合に限られる。

長期手形の爲替率は通例一覽拂の爲替率よりも高い、蓋し其の間の利子を損失するからである。電信爲替は通例普通の一覽拂の手形よりも少くとも電信料だけは高くなる。

銀行の一覽後六十日又は九十日拂の爲替手形は三種類に分類することが出来る。第一は、通常の銀行業務上振出を必要とする爲替手形であつて、第二は外國貨幣の貸附によつて發生するもの、第三は金融手形である。爲替銀行は常に其の取引先から一覽後六十日又は九十日後拂の爲替の振出しを要求される。例へば我が國の輸入業者がニューヨークに於て六十日後に支拂はなければならぬ債務を有し、しかも現在手元に現金を有して、其の債務を即時支拂はんとする場合には一覽拂の爲替を買入れて六十日間の利子の拂戻を受けるよりも一覽後六十日拂の手形を即時銀行から買入れる場合がある、蓋しそれが一覽拂の手形を買入れるよりも有利であるからである。

長期の銀行爲替手形は銀行が外國の金融市場で貸付をする場合に起ることがある。即ち日本

に於て外國の銀行又は金融會社が貸付をし、又は貸付契約を更新するに當つては長期銀行爲替手形が振出され、それが爲替市場に出廻るのである。

長期の銀行爲替手形は又金融手形である場合がある。即ち日本の銀行に對して爲替の取組要求が輻轉する場合に其の資金を得るために外國の銀行に對して爲替手形を振出すのである。例へば外國の金融市場に於て金利が安く國內で金利が高い場合には外國銀行に對して融通爲替手形を振出して外國から資金を得て國內で運用することもあるが、大部分は貿易關係である。例へば我國でも毎年十二月頃から翌年六月頃までは輸入超過期であつて海外に於ける支拂が甚だしく増加するに反し六七七月頃から十一月、十二月頃までは輸出超過期であるから、日本の銀行では上半期に於ては英米の銀行に對して融通手形を振出して資金を借入れ、下半期に於てそれを返済するのである。

以上の外、銀行は輔取のため爲替手形を振出すことが屢々ある。例へば我が國の銀行が資金をパリに送る必要がある場合に、日本にはフランス向けの輸出手形は高いが、それをロンドンで買入るれば安いことがある。此の場合に、日本の銀行はロンドン向けの爲替手形を振出し

て、ロンドンの取引銀行に其の爲替金を以てフランス向けの爲替を買取することを依頼するのである。

爲替銀行は爲替の先物取引をすることがある。即ち商業支拂手形を比較的低率に買入れ、同時に二三月の將來に支拂ふべき爲替を賣るのである。それと共に貿易業者も亦爲替の先物を買入れることがある。例へば日本の製絲業者が一月に四月渡しの生絲をニューヨーク市場で賣らんとする場合には、銀行に四月渡しの爲替を契約して、其の賣値を決定するが、銀行は當時の金融事情にもよるが期近の爲替よりも高い率を以て先物の爲替を賣ることを普通とする。

以上の外銀行の外國關係の授信業務には信用狀の發行がある。既に述べたやうに信用狀には旅行者信用狀と商業信用狀とがある。旅行者信用狀は旅行者を外國の取引銀行に紹介して一定の金額を該信用狀の持參人に支拂ふことを依頼するものであつて、其の手紙の下部には持參人の署名をつける。而して信用狀とは別に外國の取引銀行の商號を記載する。信用狀の所持人信用狀の金を受取る時は手形又は受取證を銀行に交附する。

現在では旅行者は信用狀を一覽拂の爲替率に百分の一の手數料を支拂つて買入れる。しかし銀行の預金者で多大の信用がある場合には、當人の手形が旅行先の取引銀行から到着してから決済することもある。それと共に信用狀の金額が多く旅行期間が長い場合には發行手數料を徴しないこともある。信用狀に類するものに旅行者小切手のあることは既に述べた。

旅行者信用狀に類似するものに商業信用狀がある。商業信用狀は一定金額の手形を振出す權利を輸出業者に與ふるものであつて、それによつて輸入業者は現金を支拂ふ場合と同様に外國から物資を買入れることが出来るものである。同時に輸出業者も、信用狀に記載された貨物を積出した證據となる書類を指定の銀行に呈示すれば現金を受取り得るのである。例へば米國の絹織業者が生絲を日本で買付ける場合に、ニューヨークの銀行へ行つて、それだけの金額の信用狀を發行して貰ふ、此の場合信用狀は横濱又は神戸の支店又は取引銀行に宛て、發行せられ、船荷證券、海上保險等に關し一定の條件に適合する場合には横濱又は神戸の生絲輸出業者の手形を引受けることを依頼する。而して右の信用狀を受取つた日本の商人は生絲に適當なる

海上保険を附して積出し、船荷證券を受取つて、生絲の代金を額面とする爲替手形を振出して指定の銀行に持参し、それを時の爲替率で賣却する。それで生絲の輸出業者の取引は終るのである。

生絲がニューヨークに到着する以前に手形並びに船荷證券其の他の關係書類が銀行に到着するが、其の場合絹織業者に信用があれば三箇月乃至四箇月後に代金を支拂ふ契約の下に右の生絲を全部受取ることもあり、然らざる場合には、全部又は一部の支拂をしてそれだけの生絲を受取る場合もある。しかし多くの場合生絲の輸入者は右の如き場合には、右の生絲を受取つたこと、並びに原料のまゝもしくは加工してそれを賣捌き、賣上金を一定期間前に支拂ふべきことを契約する Trust Receipt と引換に生絲の引渡を受ける。而して期限が到着してニューヨークの銀行が其の絹織業者から手形代金を受取れば一覽拂の手形を買つて横濱なり神戸なりの銀行へ送るのである。

以上述べたやうに外國爲替手形にしても、其の他の手形小切手等にしても世界各地の銀行に

授受されるものであるから、其の形式に於ても制度に於ても各國著しい差が無いことが最も便利である。此の見地から先年國際會議を開いて協議し其の決議に基いて各國は從來の手形法を修正し又は新手形法を立法したが、我が國も昭和八年新手形法、及び小切手法を公布して、從來の手形法を廢止した。新手形法の規定は從來の手形法に比し著しく英米の制度に近よつたものである。併しながら新手形法並びに小切手法は稍翻譯的に流れた嫌ひなきにあらず、實際の取引に即せず不便なりとの非難も一部にはあるやうである。

第七章 手形の取立及び交換

銀行は一方に於て信用を受入れ、他方に於てそれを與ふることを營業とする機關であるが、嚴密に云へば其の何れにも屬すると思はれ、又は屬しないやうに思はれる業務がある。此等の業務は通常銀行の得意先に對する奉仕的行爲として行ふものが多く、其の最も著しい例は手形の取立とそれに伴ふ手形交換制度である。

手形交換所とは毎日の小切手や送金爲替の交換を簡便にし、其の目的のために組合を組織してゐる銀行の支拂尻の決済を容易にすることを目的とする機關である。しかし近年は其の本來の業務を擴大して銀行相互の福祉を計るために共同動作をとるやうになつた。しかし兎も角も今日の如く時間と勞力の節約時代に於ては手形交換所は最近の銀行制度に於ける最も重要な一機關である。

小切手は當座預金者が其の取引銀行に、その預金中から一定額を彼自身又は第三者に支拂ふ

ことを委託する書面である。而して受入れられた小切手は本來ならば振出先の銀行へ一々提出して支拂を求めらるゝ必要がある。しかし商人でも會社でも小切手を取立てるには時間と費用とを要するので受入れた小切手や手形は之を銀行に渡すのである。銀行では相互の間に小切手を交換する。かくの如くして銀行は絶えず自己に宛て、又は同一市町村の銀行に宛て又は他の地方の銀行に宛て、振出された小切手を受入れる。自己に宛てられた小切手は或は現金を以て支拂ひ、又は其の代金を小切手持参人の口座に振込み、同時に振出人の口座からそれだけの金額を差引くのである。しかし他の銀行に向けて振出された小切手は一々其の銀行で取立てる必要がある。

右の小切手取立手續を簡單にするために手形交換制度が發達した。手形交換所がなければ各銀行は得意先が寄託する小切手を一々各銀行に呈示して支拂を受ける必要があり、其の手續と時間の浪費は甚だしいものがあるであらう。故に今日では相當の都市には皆手形交換所が設置されてゐる。我が國に於ては内地に三十六個所植民地に四個所の手形交換所があり、其の交換

額は昭和八年中に於て内地三千六百七十八萬五千六百五十枚、六百六十七億七千二百二十萬七千圓、植民地二百二十七萬二千枚、二十三億九千三百五十二萬二千圓に達した。

各都市に營業する主要銀行は所謂交換組合を組織してゐるが、新に組合に加入せんとする銀行は、組合銀行の紹介により組合銀行の總會に附議し無記名投票により過半数又は三分の二以上の組合銀行の賛同を得た場合加入を許されることになつてゐる。組合銀行は皆基礎確實な有力銀行のみであつて中小銀行は容易に加入を許されず又交換所の負擔に堪へないから、中小銀行は組合銀行と代理交換契約を結び、組合銀行を通じて手形を交換する。此の場合には代理交換を依頼されてゐる銀行は中小銀行に代つて其の手形を手形交換所に持参し、交換にかけるのである。

手形の交換をする方法は各組合銀行は各種の手形を接手するに従つてそれが同一都市に營業しつゝある組合銀行に宛てたものであれば、所定の裏書をし、各組合銀行の商號又は番號のついた函の中に入れる。而して一定の交換時間前に、各組合銀行別に金額枚數等を記入した添表を添附して一束とする。且つ合計金額を組合銀行全部の商號又は番號を記した『交換差引表』

と稱する書類の貸方相當欄に記入して、各銀行の交換方が交換所に持参するのである。

東京の手形交換所の交換時間は午前中十時三十分から十一時までに行はれるが、其の時間前に各銀行の交換方は交換さるべき手形全部を持参して交換所に集合し、各割當てられた場所に座を占める。各組合銀行の座席は相互に往來する便宜上楕圓形又は圓形に排列されてゐるのを普通とする。而して卓上には各組合銀行の行名を示した目標と手形函とがある。而して各銀行は持参した手形を順々に各銀行の手形函に配布すると、各銀行の交換方は受取つた手形を檢查し、記載事項及び裏書等に間違がなければ差引表の借方に其の金額を記載する。貸方の金額が借方の金額に超過する場合には、其の差額を受取り、反對の場合には其の差額を支拂ふことになるのである。

即ち各銀行の交換方が、交換所の事務當局に各銀行に對する差引表と組合銀行全部から受取るべき金額と、各銀行全部に支拂ふべき金額とを報告すると、事務當局は各銀行の貸方、借方及び差引額を計算する。此の場合には組合銀行全部の貸方と借方とは合致しなければならぬ。而してそれに間違がない時に決済が行はれる。

決済を行ふに當つては最初は相互に現金を交附したが、それには手數と危険が伴ふため今では各種の便法を用ひてゐる。現今用ひられてゐる方法は大体三種に區別される。第一の方法は各組合銀行全部が中央銀行又は有力銀行の本支店に一定金額を預金して置いて、中央銀行の本支店又は有力銀行内に手形交換所を置き、甲銀行の乙銀行に對する交換尻が受取超過になる場合には其の金額を乙銀行の口座から甲銀行の口座に振替へ、反對の場合には、甲銀行の口座から、乙銀行の口座に振替へる方法であつて、第二の方法は、組合銀行各自が帳簿上で毎日各組合銀行に對する借方と貸方とを記入し、一定期間に其の差額を現金又は小切手を以て決済して行く方法、第三の方法は米國に於て行はれてゐるやうに、各種交換所證券を用ひて決済する方法であるが我が國に於ては第一の方法を採用してゐる。

手形交換所本來の業務は以上の通りであるが、各都市に營業する有力なる銀行の本支店が相互に集合して手形の交換を行ふ中に、其の本來の機能を漸次擴張し、各組合銀行相互の利益を増進する各種の事業を行ふに至つた。我が國の交換所の例を見ても、交換所組合で預金利子取

立手數料等を決定し、一年一回又は數回全國大會を開いて政府に對する要求を決議する等銀行業務に對して共同動作をとつてゐるが、米國に於ては聯邦準備制度が發達しない以前には多くの交換所は、組合銀行の供託金に對して交換所貸付證券を發行し、それを以て交換尻の決済に使用した。而して財界の恐慌等の場合、多くの銀行が資金の不足に悩む時には、交換所は組合銀行から一定の有價證券を受託し、それを擔保として右の證券を發行した。かくの如き場合には當該交換所には特別貸付委員會を設置し、右の委員會に於て貸付及び受託すべき擔保を決定したが、恐慌が深酷となると、確實なる公社債のみならず受取手形等をも擔保として受託した。交換所貸付證券は財界の動亂が鎮靜した後は速かに撤回せしむるために利子を附することを普通とする。右の證券は銀行間の決済にのみ用ひられるが、しかし銀行間の決済に用ひられる資金の金額が減少したゞけ、一般金融方面に必要な資金を増加することが出来るのである。一九三三年春の金融恐慌に當つて、ルーズヴェルト大統領は金融界を救済するため多額の交換所證券の發行を企てたことは人の知る處である。

手形交換所は各所在地の事情に應じて、組合銀行が任意的に組織し、正副理事長委員等を選

舉し、書記長事務員等を選任し、交換所の事務を管掌する。而して事務の遂行に要する経費は各組合銀行の手形交換平均額によつて割當てる外、一定の會費又は入會費を徴収する。しかし小都市の手形交換所は其の組織も簡單であつて経費も極めて小額である。而して一二の組合銀行の基礎が悪化する場合には、他の組合銀行に累を及ぼすに鑑み近來米國の手形交換所は専任の検査官を置いて組合銀行の内容を検査する場合がある。

大都市の銀行は手形交換所を通じて自ら手形の取立をし、又は中小銀行は組合銀行に依頼して代理交換の方法により手形の取立をするが地方の銀行に對して振出された小切手其の他の取立は右の方法によることは不可能であるから次に述ぶるが如き方法によるのである。

現今に於ては小切手は頗る廣汎なる範圍に使用せられるが、其の手数と、距離に拘らず取立をする必要がある。即ち東京の商人が遠く九州の銀行に對して振出された小切手を受取ることもあり得る。小切手の使用が行互つてゐる英米兩國に於ては猶更である。此の場合右の商人は其の小切手に裏書して取引銀行に寄託する。其の場合其の寄託を受けた銀行は指定された銀行

に右の小切手を呈示して支拂を受けなければならない。此の目的を以て各銀行は相互に手形取立契約を結び、甲地のA銀行は乙地の銀行に對して振出された手形を得意先から寄託された場合にはそれを乙地のB銀行に送り、同時に乙地のB銀行は受託した小切手の中から甲地の銀行に對して振出された手形をA銀行に送つて相互に取立をし、A B兩銀行は手形取立額を報告して其の差引額を送金爲替又は現金によつて決済する。

多くの場合銀行は受託した小切手を現金同様に預金者の口座に入れるが、自己の營業してゐる都市以外の地方で取立てることを要する手形は現金同様に取扱はず、取立手形として別個に取扱ひ、取立をして現金を收入して初めて預金口座に振込む方法をとつてゐる。

遠隔の土地に於て取立の必要がある手形を受託した銀行は、手形の金額、寄託人の住所姓名、受託の年月日、支拂をする銀行名、並びに手形取立を依頼すべき取引銀行名を記録し、手形に裏書して取引銀行に送達する。而してそれを受取つた取引銀行では直に受取證を發送して、前記各項目を自己の帳簿に記帳して、手形の取立をする。時としては手形は送達を受けた銀行に對して振出されることもある。此の場合には銀行は直ちに其の振出人であり預金者であ

る者の預金から手形金額を差引くが、乙地の他の銀行に對して振出された手形である場合には、それが同地の手形交換所の組合銀行である場合には手形交換所へ交換に廻し、さうでなければ使をやつてそれを支拂銀行に呈示する。もし支拂銀行が右の取引銀行所在地附近である場合には、その取引銀行に手形を轉送して取立をする。かくの如くして取立手續は手形の支拂義務者に廻つて支拂を受け、それを委託した銀行に送金して取立手續が完了するのである。

手形の交換及び取立てには單に小切手のみならず、送金爲替、普通手形、郵便爲替、株式配當金利札等も取扱ふ。しかし約束手形や引受手形の取扱ひは其の性質上稍々其の趣を異にする。

或る場合には地方の銀行に送達された小切手が適法のものでないことがある。又は支拂義務者が支拂の請求に應ぜず或は請求すべき場所が知れないこともある。かくの如き場合には取立を受託した銀行は拒絶證書を作成して裏書人に通知することを要する。國際會議の決定に基き昭和八年十二月に公布された我が國の規定によれば、爲替手形、約束手形、及び小切手の拒絶

證書は公證人又は執達吏が之を作成し、拒絶者及び被拒絶者の名稱、拒絶者に對する請求の趣旨、及び拒絶者が其の請求に應ぜざりしこと、拒絶者に面會すること能はざりしこと又は請求をなすべき場所が不明なりしこと等を記載し署名捺印することを要する。支拂を拒絶せられた手形又は小切手は拒絶證書と共に取立を依頼した銀行に返還される。拒絶證書の作成は、手形が適法に呈示されたに拘らず支拂はれなかつたことを公に證明することを目的とする。而して裏書人に對抗するために拒絶證書を必要とするのである。

第八章 貯蓄銀行

現今に於ては貯蓄銀行と普通商業銀行とは其の營業上の區別は殆んどなくなつたが、其の根本的の機能と經營方法とは明白なる區別がある。即ち商業銀行は商工業者に經營資金を供給することを目的とするが、貯蓄銀行は収入の少い一般庶民階級のために、彼等の貯蓄金を保管し、其の投資の仲介機關となるのである。

一般俸給生活者の収入は通例決して多くはなく、それを單獨に公社債の買入、抵當貸付等に使用することは出来ないのみならず、貯蓄金を何に投資すべきかに関しても明確には知らないものが多い。貯蓄銀行は此等の人々の零細なる貯蓄金を集め、それを安全確實且つ有利に投資することを目的とする。かくの如くして貯蓄銀行は庶民階級の貯蓄心を養成し、放任する時は浪費されるか、或は少くとも利用されない資金を生産方面に使用するのである。集積した資本利用の方面から見ても貯蓄銀行と商業銀行との間には多少の差がある。即ち貯蓄銀行は其の資金を投資するに對し、商業銀行は商工業者に資金を給するのである。而して貯蓄銀行は預金者

に利益を齎らすために投資し、商業銀行は自己が利益を得んがために資金の貸與をする。即ち貯蓄銀行は預金者のために存立し、商業銀行は資金の借入をする商工業者のために存立する。貸銀生活者の貯蓄機關は一七〇五年ハンブルグに於て初めて創設せられた。しかし其の時の貯蓄機關は今日の意味に於ける貯蓄銀行とは甚だしく其の趣を異にしたものであつた。即ち労働者の貯蓄金を預つて一定の年齢に達した場合に年金を交附したのである。従つて當時は其の預金の引出は許さなかつた。

今日の意味に於ける貯蓄銀行はヘンリーダンカンと云ふ僧侶が一八一〇年其の教區の人々のために貯蓄機關を設けんがためスコットランドで創立したのを最初とする。其の四年後エディンバラ貯蓄銀行が創立され、一八一七年、議會が貯蓄銀行を統制し支配する法律を制定して以來、イングランド及びスコットランドに貯蓄銀行が相次いで創立せられ、それが米國及び歐洲大陸に波及した。事情右の如くであつたから初期に於て英國で創設された貯蓄銀行は皆僧侶が其の信徒の間に貯蓄心を養成するために創設されたものであつた。

歐米では貯蓄銀行は二種類に大別し得られる。即ち相互貯蓄銀行と株式組織の貯蓄銀行とで

ある。初期銀行は概ね前者であつて、其の經營者は多くは無報酬を以て一般人の預金を受託しそれを運用した。今日に於ても相互貯蓄銀行の經營者は慈善的機關としてそれを經營する。而して資本金も無ければ株主も無く、銀行經營に要する實費、以上の利益金は全部預金者に分配するのである。しかし最近では貯蓄銀行の多くは株式會社であつて、預金者には利子を支拂ひ、株主には配當をするものが多くなつた。

我が國に於ても貯蓄銀行は早くから創立せられたが、政府は貯蓄銀行の機能に鑑み最初から其の營業、特に受託預金の投資に關して嚴重に制限を附した。

大正十年に修正された我が國の貯蓄銀行法では、貯蓄銀行は(一)定期預金、保護預り、債權の取立、公共團體又は産業組合の金銭出納事務の取扱も、公共團體又は産業組合よりの要求拂預り金、國債、地方債又は特別の法令によつて設立した法人の債券の割賦販賣、國債、其の他有價證券の募集又は其の元利金支拂の取扱等の一般銀行業務の外、特に(一)複利計算による貯金を受入れ(二)一回十圓未満の金額を貯金として受入れ(三)豫め拂戻の期限を定め定期又は一定の期間内に於て數回に預金を受入れ(四)期限を定めて一定金額の給付をなすこと

を約し定期に又は一定期間内に於て數回に金銭を受入れることを許されてゐる。而して、(二)以下の業務を行ふものは貯蓄銀行に限られ、他の銀行又は金融機關はこれをなすことが出来ないことになつてゐる。同時に小切手に依つて支拂をする預金取引をすることを禁じられてゐる。

貯蓄銀行は普通銀行と同じく主務大臣の認可がなければ其の業務を開始することが出来ないが、資本金は普通銀行の百萬圓に對して五十萬圓である。

貯蓄銀行は庶民階級の貯蓄金を受託して運用するものであるから、其の營業の安全を期し複利の方法によりて受入れた貯金、定期預金又は公共團體又は産業組合より受入れた要求拂預り金等に對しては、其の總金額の三分の一以上の金額を供託し又は大藏省預金部に預入れる義務がある。而して貯蓄銀行の預金者、又は貯蓄銀行から一定金額の給付を受くる権利者及び割賦販賣によつて貯蓄銀行から一定金額の有價證券の交附を受くる権利者に右の供託金又は預金部に對する預金に對して他の債權者に先んじて優先辨濟を受くる権利を有する。

貯蓄銀行の營業は甚だしく制限せられてゐて、其の資金の運用は(一)國債、地方債、又は

株式の應募引受又は買入(二)以上の有價證券を質とする貸付(三)不動産を擔保とする貸付(四)預金者に對し、其の預金額を限度とする貸付(五)前記給付金の債權者に對する、給付金を限度とする貸付(六)有價證券の給付を受くべき債權者に對し既に拂込みたる賦拂金を限度とする貸付(七)道府縣市町村に對する一年内の貸付(八)割賦償還の方法による二年内の貸付(九)割引又は大藏省預金部への預金又は郵便貯金(十)主務大臣の定むる處により信託會社へ爲す金銭又は有價證券の信託(十一)銀行又は信託會社の引受ある手形の買入等である。

貯蓄銀行が所有し又は貸付金もしくは割引金の擔保として受入る、一會社の株式は該會社の總株式の五分の一を超ゆることを禁ぜられ、又一人に對する貸付金額は拂込資本金及び準備金の十分の一を超ゆることを得ず、其の他貸付金、手形の買入高にも制限がある。

尙、貯蓄銀行の經營者にも普通銀行の經營者以上の義務を課し、貯蓄銀行が其の財産を以て債務を完済し得ざるに至つた場合には、各取締役が連帶して辨済する義務を負はしめてゐる。貯蓄銀行は小資産の庶民が預金する銀行であるから、多額の預金を一時に引出されることは少いから預金支拂準備金は概して少額である。相互貯蓄預行の場合には各人の貯蓄し得る最高額

を制限することがある。

我が國の貯蓄銀行法の示すが如く、貯蓄銀行の受託預金投資方法は嚴重に制限せられ、大部分は長期の公債又は擔保付社債等であるから、それ等を急速に現金化することは出来ない。そこで歐米諸國の貯蓄銀行では預金引出には豫告期間を設けてゐるものもある。即ち一定額以上の預金の引出しには十日乃至三箇月前に豫告せしめるのである。此の豫告制度は株主にも利益であるし、銀行も各種の便宜がある。豫告期間の規定によつて預金者は頻繁に預金を引出すことを阻まれて貯蓄の習慣を養ひ、銀行は其の有する有價證券を賣却して支拂の準備をすることが出来る。而して無稽の噂から銀行が取付けに遭ふが如き場合には右の豫告期間の規定を適用して預金者の亢奮の沈靜を待つことも出来る。

貯蓄銀行の會計制度は普通銀行のそれと殆んど同一であるが、唯我國でも複利の計算を以て預金を受託し、月賦拂一定期間満期の預金を受入れるから預金者の利息口座に毎年二回、四回又は毎月利子を計算して記入する。利子の計算方法には種々あつて毎日預金額に日歩を附ける場合もあれば、六箇月又は三箇月の期間中引出されなかつた預金に對してのみ利子を支拂ひ、

該期間開始後預け入れられた預金は次の期間迄利子を支拂はず、期間の途中で引出された預金に對してはそれまでの利子を支拂はないこともある。而して複利の方法は大抵の國の貯蓄銀行が採用してゐる所である。

第九章 銀行の長期金融

我が國では主として不動産金融に當らしむるため日本勸業銀行、各府縣農工銀行、北海道拓殖銀行等を創立したが、此等の銀行には、政府が各種の補助を與へてゐる。債券發行の權利が既に大なる特權であるが、勸業銀行は創立後十箇年間に政府が百分の五の配當を保證した。即ち其の間に銀行が自己の營業利益から百分の五の配當をすることが出来なければ、其の不足額だけは政府が補償するのである。但し其の補償總額が拂込金の百分の五以上を超過することは出来ない。

農工銀行の場合には、政府は各府縣に、農工銀行の株式引受資金を交附した。即ち各府縣の宅地、鑛泉地、池沼等を除き、有租地段別百町歩に就き七十圓以内の割合で、府縣の株應募金を交附したのである。しかし其の交附金が一府縣につき三十萬圓又は拂込資本の三分の一たることは出来ない制限があつた。加之、北海道及び沖繩の農工銀行には創立當初から二十年間、北海道には毎年二萬五千圓、沖繩縣には五千圓の補助を與へた。しかし右の補助金が拂込金額

の百分の五以下であることを條件とした。その他各府縣が農工銀行法によつて引受けた株式に對しては、農工銀行に創立當初から十五箇年間利益配當をすることは不必要で、其の後五ヶ年間は、其の配當金を準備金に繰り入れることが出來た。

北海道拓殖銀行に就ては政府が百萬圓の株式を引受けたが、それに對しては創立後十年間は利益配當を免ぜられ、其の後五年間は其の配當相當額を準備金に繰入れることが出來ることになつてゐる。

日本勸業銀行は五十箇年以内に於て年賦償還の方法により鐵道財團軌道財團等を含む不動産を抵當として貸付をなし、又は不動産若くは漁業權を擔保とする五箇年以内の定期償還貸付をし、又は農工銀行の年賦償還貸付金の債權及び其の擔保たる抵當權を擔保とし、又は不動産を抵當とする債權を質として年賦償還の方法により貸付金をすることが出来る。

右の貸付をなすに當つては總て第一抵當であつて永續すべき確實なる収益の見込あるものに限られ、其の見積り價格の三分の二以内を限度とする。しかし、公共團體、耕地整理組合、土地區劃整理組合等の申出ある場合には抵當を徵せずして貸付をして差支へない。年賦償還額は元

金と利子とを計算し、各年を通じて一定平等の償還額を定める。

その他日本勸業銀行は農工債券、北海道拓殖債券又は朝鮮殖産銀行の發行する債權を引受け、預り金をなし又は地金銀有價證券の保護預りをする事が出来る。しかし右の預金の使用方面に就ては常に容易に現金化し得る方面に制限されてゐる。

府縣農工銀行の貸付に關する規定は殆んど勸業銀行のそれと同様であつて、たゞ日本勸業銀行が全國に互つて、營業し得るに反し農工銀行は當該府縣の範圍内で營業をなし得るに過ぎない。

北海道拓殖銀行の營業は、一般銀行業、不動産金融及び工業金融を兼ね行ふのであるが、其の主要目的は不動産金融にあることは云ふを俟たない。即ち其の營業方面を見るに勸業銀行及び府縣農工銀行と同じく五十箇年以内に於て年賦償還の方法により不動産を抵當とする貸付、五箇年以内に於て定期償還の方法により不動産、又は鐵道財團又は軌道財團を抵當とする貸付又は以上の債權を質として貸付をなし、公共團體、耕地整理組合、産業組合、生絲共同施設組合、漁業組合、畜産組合、區劃整理組合等に十箇年以内の年賦貸付を行ふことが出来る外、北

海道樺太の拓殖を目的とする株式會社の株券債券を質とする貸付及び其の社債券の應募引受をし、爲替、荷爲替及北海道樺太の産物を擔保とする貸付、抵當證券の賣買、有價證券を擔保とする短期貸付等を行ひ、更に預り金保護預り、手形の割引、擔保付社債に關する信託事業、他銀行の業務代理、國債證券、地方債證券社債券若しくは株主の募集、拂込金の受入又は其の元利金もしくは配當金の支拂の取扱等の一般銀行業務をも行つてゐる。

以上の如く不動産金融を主とする銀行は政府の補助を受ける上、其の貸付方法を誤れば、國庫に多大の損失を與へるから政府としては各特種銀行法に於て詳細なる營業規定をなす外各種の嚴密な監督方法をとつてゐる。即ち勸業銀行の場合には總裁副總裁は四百株以上の株主中から政府之を任命し、理事も株主總會に於て二百株以上の株主中から二倍の候補者を選擧し、政府が其の中から任命することになつてゐる。

又、他の商業銀行の専務重役と同様に大藏大臣の認可ある場合の外、如何なる名義を以てするも他の職務又は商業に従事することを禁ぜられ、日本勸業銀行、府縣農工銀行、及び北海道拓殖銀行は共に、大藏大臣の直接監督下に置かれ、定款の變更は勿論、支店又は代理店の設置、

株式配當等にも大藏大臣の認可を必要とする。

大藏大臣は何時でも右各行の營業報告を徴し、必要と認むる場合には貸付割引の金額及び方法を制限し、貸付利率の最高歩合を認可し、各銀行の監理官を設けて各行の營業を監視せしめてゐる。

かくの如く嚴重なる監督を加へても、我が國の不動産銀行の營業成績は必ずしも良好とは言ひ難い。日本勸業銀行、北海道拓殖銀行の經營に關しても兎角の議があり、特に、府縣農工銀行は多く地方の政争の具に供せられて成績が上らず、且つ其の活動方面は勸業銀行のそれと殆んど同一である點から先年、日本勸業銀行に合併することを許したので、結局大都市に存在して其の債券の發行及び投資に多大の便宜を有する府縣農工銀行を除き、多くの縣の農工銀行は勸業銀行に合併せられた。此の事實は半官半民の銀行が多く政争に累せられる弊害を語ると共に又不動産銀行の經營の困難なる所以を證するものである。

第十章 我が國に於ける銀行業の推移と金融集中の傾向

我が國に於ては明治四年米國ナショナルバンクの制度に倣つて國立銀行法を制定して銀行業を奨励し、最初は僅かに四行に過ぎなかつた國立銀行も、明治九年八月、國立銀行法を修正して以來、明治十五年末には百五十三行の國立銀行が總資本金四千四百二十萬六千一百圓の資本金を以て三千四百三十八萬五千三百四十九圓の銀行券を發行してゐた。尙國立銀行法に據らずして銀行業務を行ふ金融業者並びに貯蓄銀行類似の業務を行ひ、又は國立銀行にして貯蓄銀行を兼營するものをも生じた。

國立銀行は後に至り紙幣濫發の弊に陥つたので銀行券發行の特權を奪はれたが充分其の營業を續けて行く基礎も立つたので明治十五年六月日本銀行條例を制定して、日本銀行を創立し銀行券の發行權をそれに統一し、國立銀行は漸次普通商業銀行に轉身し明治三十二年までに合併により消滅した十行を除き國立銀行は普通銀行となつた。

これより曩、明治十三年には外國爲替の取扱をなさしめるために横濱正金銀行を創立したが、

既に競争の弊害を生じてゐた貯蓄銀行を改善するため、明治二十三年貯蓄銀行法を制定し、又國立銀行から轉身した普通銀行並びに早くから銀行業を營んでゐた私立銀行を統制監督するため明治二十六年銀行條例が制定された。其の後普通銀行の數は急激に増加し明治三十四年には一千八百九十行の多きに達した。

しかし、明治時代には銀行の資力極めて薄弱であつたが、金融界が比較的順調に經過した、め其の弱點を暴露することは寧ろ少なかつた。我が國の金融機關が或る者は一舉にして發展し又或る者は其の弱點を示して、金融事業に一大變革が起つたのは實に世界大戰並びに戦後の財界混亂期であつた。

明治時代に於ては、明治七年の財界混沌時代並びに西南戦争直後の財界活躍の反動として勃發した明治十四年の恐慌には銀行又は銀行類似の金融會社にして破産するもの二十五に達したが、銀行發達の初期であつたから其の影響は比較的少なかつた。

明治二十三年、及び日清戦後の反動景氣に原因する恐慌があり、次いで明治三十四年、金本位制度實施に伴つて起つた大恐慌に於ては九州を最初として關東一帯、三重縣、大阪府等

の銀行に取付が起り、特に大阪に於ける影響は深酷であつて合計三十四行が支拂を停止した。

日露戦争勃發するや、各銀行は戦争の前途を豫測し得ないため舉つて貸付を警戒し産業界は萎靡沈滞し、そのために大阪に於て金融恐慌の兆が見えたが政府の救済政策により僅かに事無きを得た。然るに日露戦争後は著しく起業熱が勃興し、其の反動として、明治四十年一月の株式大暴落に端を發して一大金融恐慌を現出した。當時取付を受けた銀行百餘行、支拂停止の止むなきに至つたもの實に三十數行に達した。しかし明治四十三年には四分利公債の借換があり、且つ外債の募集も好條件を以つて終了した、め明治四十五年には景氣著しく恢復し、反動的傾向を現はすまでになつた。

以上の如く金融界は變動を經過したが、其の間銀行數は明治三十四年千八百九十行に達し、其の後數次の恐慌並びに合併に原因して大正元年には一千六百二十一行に減少してゐた。

しかし明治時代に於ける銀行界の變遷は國立銀行が私立銀行に轉身したこと、數十の小銀行が破綻し合併した以外に特筆すべきことは無かつた。

然るに大正元年に營業してゐた一千六百二十一行の銀行の總資本額は僅かに二億六千二百萬

圓、一行當り平均十七萬圓弱に過ぎず、其の基礎の薄弱を憂へられてゐたが、大正六年其の極に達した企業熱は其の翌年に至るも其の勢を繼續し、物價は急騰し、貿易は入超に次ぐに入超を以てし、正貨の流出は甚だしくなつて、其の結果金融は極度に逼迫して金融界混亂の兆を現はし、大正元年から二年にかけて事業會社又は銀行の破綻相次いで起つた。加ふるに支那の動亂、株式市場の混亂、各種の生産制限、物價の下落等は金融市場を壓迫し、大正三年に入つても右の形勢には著しき改善も見られなかつた。しかし同年七月、歐洲大戰が勃發して金融市場は勿論一般經濟界に劃期的變動を齎らし大阪の北濱銀行の破綻を初めとし、其の影響は名古屋京都等に及んで各地の銀行に取付が起り數行は破綻したる外、多數の銀行は他の救済を俟つて死地を脱したるが如き情勢となつた。

大正五年に入つてからは歐洲大戰の好影響は漸次我が國にも現はれ初め、對外貿易は好轉し、事業界は空前の好況を示現し、それに伴つて銀行會社の新設擴張資本は大正八年四月から九年三月までに十一億四千八百萬圓に達した。併しながら此の好況はやがて來るべき反動の前奏曲であつた。即ち大正九年三月に入つて株式は漸落歩調を辿り、其の影響は金融界にも及ん

で四月以後大阪の増田ビルローカー銀行、横濱の七十四銀行が破綻し、其の影響は益々深酷となつて十數の銀行は閉鎖し、取付を受けた銀行は其の數尠くなかつた。其の後暫く小康を保つてゐたが大正十一年には戦後第二次の恐慌襲來し、銀行の破綻は漸く全國に波及した。

大戦前後の金融恐慌に原因して、大正二年合併による新設銀行を除き三行、大正三年五行、翌大正四年四行の解散を見た銀行は、戦前及び開戦後に於ける財界變動の重壓の下に大正五年には九行が合併によつて消滅し、其の數は年と共に増加して、翌六年には十九行、七年には二十九行、八年には五十四行、九年には四十二行、十年に六十五行、十一年には五十四行に達した。

大戦後の恐慌に原因する金融界の混亂が漸く沈靜に歸せんとする大正十二年九月、關東大震災が襲來した。當時成立した山本内閣は支拂猶豫令を發布し、更に震災地を支拂地とする手形又は震災地に營業所を有したもの、振出した手形、又はこれを支拂人とする手形にして大正十二年九月一日以前に銀行の割引した手形等にして日本銀行が割引して損失を受けた場合には政府が一億圓を限つてこれを補償することを規定した震手法案を緊急勅令によつて割引された手

形は昭和二年に至つても整理されず、而して其の整理は金本位制度恢復其他諸般の財政々策實施の先決問題とされ、民政黨内閣の片岡藏相は震災手形損失補償法案及び震災手形善後處理法案を議會に提出したが、震災手形關係の銀行の内容に觸れた、め當時既に神經過敏となつてゐた一般預金者の危惧を益々助長し、昭和二年三月十五日の東京渡邊、及びあかち貯蓄兩銀行の休業となり遂に其の動搖は全國に及び、大阪の近江銀行、東京の十五銀行等の一流銀行を初め二十八の銀行が三月及び四月中に休業するに至つたので政府も右の事態を傍觀してゐる譯には行かず、日銀も非常貸出を斷行し大藏省も三週間の支拂猶豫令を發布した。

此の動亂渦中の各銀行は十五銀行の如く單純整理をなしたものの、或は數行が合併して一行となつたもの、又は有力銀行に合併したもの等其の整理方法は一樣でなかつた。震災のあつた年から、震災手形の善後處理に基いて、合同による消滅銀行の數は合同による新設數を差引いて大正十三年九十一行、十三年に四十七行、十四年に八十五行、十五年に百五行、昭和二年には百二十行、三年に百九十七行に達し、四年には整理も略一段落して九十七行となつた。

右の状態は普通銀行のみに止まらず特殊銀行にも及び、歐洲大戦後の金融的重壓の下に、府

縣農工銀行中、大正十年九月より十二年二月に至る期間に十九行、昭和三年十二月までに八行が日本勸業銀行に合併され、臺灣銀行の如きも難關に遭遇した。

昭和二年の恐慌善後策が僅かに終了した昭和五年一月十一日、政府は多年の懸案たる金輸出解禁を断行し、其の對策として極度の緊縮政策をとつたため、財界の不況、有價證券價の暴落等を招來し、銀行の打撃甚だしく、昭和五年末から六年にかけて再び銀行の破綻となり、七年春に至つても名古屋銀行を初め中京の銀行が其の悪影響を受けた。此の間整理合同によつて消滅したる銀行數はそれを原因とする新設數を除いて、五年には七十七行を減じ、六年に五十四行、七年に四十五行を減じ、八年には二十二行を減じ、普通銀行數は五百十六行となつた。

此の間政府は小資本の銀行の金融界に及ぼす弊害に鑑みて昭和二年三月二十九日銀行法を公布し、百萬圓以上、或は勅令を以て指定する地域に、本支店を有するものは二百萬圓以上を有する株式會社にあらざれば銀行業を営むことを得ざることとし、昭和七年十二月を期限として無資格銀行の整理に着手した。其の結果、銀行法施行當時に於ては無資格銀行は六百十七行に達したが、其の中猶豫期限内に二百三十行は合併により消滅し、百十行は他行に買収され、五

十行は増資により存続し、百十五行は解散し、七十四行は銀行業務を廢止し、三十行は營業免許を取消され、十一行は破産確定する等着々として整理は進捗した。

かくの如くにして昭和二年十二月末には銀行の公稱資本金平均額は百八十四萬三千圓であつたが、昭和七年末に於ては三百五十五萬六千圓となつた。

かくの如くして我が國の銀行總數は明治三十四年以來減少を續けて來たが銀行預金貸出等にも世界大戰後特に金輸出解禁前後から一大變動があつた。特に預金は昭和五年春から急激なる減少を示し始め、其の傾向は永續して昭和四年一月末の九十二億五千萬圓から、昭和七年七月末の七十五億五千萬圓に達した。しかし昭和七年一月の金本位停止以來同年八月に入つて政府の金本位停止後の通貨膨脹對策の影響が現はれ始め、一般銀行の預金は漸次増加して、昭和九年二月末には八十八億圓を超過してゐる。

之れに反して、銀行の貸出方面を見れば昭和五年以來減少の一途を辿り、昭和九年二月末の貸出總額は、預金が最も減少した昭和七年七月末の貸出總額と略々同様である。昭和四年末には預金と貸出しの差額が十九億であつたのが、昭和七年には資本の海外逃避に原因して、同年

七月末には十一億圓に減少し、其の後前記の如く預金が増加した。め昭和九年二月末には二十三億五千萬圓に達してゐる。實に金融の緩慢は其の極に達してゐることが明瞭に看取されるのである。

右の如き預金の増加と貸出の減少の結果、銀行の手許には餘剰資金が生じたが、右の資金は主として有價證券投資に使用せられた。即ち昭和七年二月末と昭和九年二月末に於ける普通銀行の有價證券保有額を見れば實に五億七千二百萬圓の増加を示し、貯蓄銀行の保有額は右の一年間に二億三千百萬圓の増加を示した。唯特種銀行のみは有價證券の保有額は千四百萬圓を減少してゐる。

しかし前述のやうな巨額の預金が増加した。就中普通銀行と貯蓄銀行とに於て、其のために各銀行共預け金及び現金の總額が増加した。就中普通銀行と貯蓄銀行とに於てさうであつた。

以上を特種銀行、貯蓄銀行、普通商業銀行の各方面から考察することとし、先づ特種銀行即ち日本銀行、横濱正金銀行、日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、臺灣銀行、朝鮮

銀行、朝鮮殖産銀行並びに府縣農工銀行十九行、合計二十七行の金融状態を見るに矢張り貸付金總額は四十五億二千九百萬圓であつて、昭和七年末に比して二億二千萬圓を減じ六年末に比しても二億九百萬圓の減少である。各特種銀行中でも日本興業銀行の貸出金の減少程度が最も著しく昭和七年末と八年末との間に六千七百萬圓、百分比にして一割四分三厘の巨額に達してゐる。

貸出の減少に伴ひ、特種銀行の債券發行額も亦減少した。即ち勸業銀行以下五行の昭和八年十二月三十一日現在の債券發行總額は二十一億二千八百圓で前年末に比して一億六千二百萬圓の激減である。これに反し昭和八年末に於ける日本銀行並びに臺灣、朝鮮兩銀行券發行額は一年前に比して一億三千六百萬圓、昭和六年十二月末に比して二億五千九百萬圓の増加であつた。貸出の減少と並行して特種銀行の預金も減退した。即ち、日本銀行以下九行の總預金額は昭和八年末に於て十七億八千三百萬圓であつて前年末に比して四千五百萬圓を減じてゐる。

特種銀行の保有する有價證券の總額も、日本銀行を含む合計額に於ては昭和七年六月三十日現在の十億圓から八年十二月三十一日現在の十六億二千萬圓に激増してゐる。しかし其の大部

分は日本銀行の保有國債であるからそれを除外すれば右の期間に於て一億一千三百萬圓の増加を示してゐる。

轉じて昭和八年末に八五行を算した貯蓄銀行を見るに、同日現在の總預金額は十八億二千五百萬圓であつて、昭和四年末の十四億二千百萬圓から每期漸増してゐる。

貯蓄銀行も特種銀行並びに後に述べる普通銀行と同じく貸出が減少した。即ち昭和八年末の貸出總額は三億四千九百萬圓であつて、前年末に比して六千四百萬圓、昭和六年に比すれば一億一千八百萬圓の激減であつた。同時に右の増大した預金と貸出の差額は大部分有價證券に投ぜられ、昭和八年末に於ける貯蓄銀行の有價證券保有總額は十三億一千九百萬圓で前年に比し一億六千四百萬圓、前々年に比し二億六百萬圓を増加してゐる。

前述の如く、普通銀行數は銀行法實施以來急激に減少し、昭和八年末の普通銀行數は五百十六行、前年末に比して二十二行を減じてゐるが、其の預金總高は最近急激に増加に轉じてゐる。即ち、預金總高は昭和四年末の九十二億一千三百萬圓から減少傾向となり、同七年末には最低となり其の間の減少總額は十一億八千萬圓に達したが、同七年秋には再び増加傾向となり、昭

和八年末現在高は八十七億二千七百萬圓、前年末に比し五億九千萬圓、昭和六年末に比し四億八千萬圓の増加となつた。

右の増加は昭和七年十月一日から實施された郵便貯金利子引下に基く郵便貯金の移動、並びに爲替管理法の實施に伴つて、外貨邦債に對する投資が不可能となつたことにも原因するが、産業界の恢復につれて一般貯蓄力が増加した點も見逃がすことは出来ない。

しかし預金が増加した反面に貸出しは急速に減少してゐる。普通銀行の貸出減少傾向は遠く昭和二年六月から起つてゐるが、普通銀行整理の進捗、不景氣に原因する資金需要の減少に原因して昭和四年末の七十一億四千七百萬圓から漸減して同八年末には五十九億三千二百萬圓となり貸出の減少しただけ有價證券に對する投資が増加してゐる。

此の間にあつて銀行の預金及び貸出勘定に見られる現象は、預金貸出が大銀行に集中される傾向益々顯著となつたことである。即ち第一、三井、住友、三菱、安田及び最近成立した三和の六大銀行の預金貸出及び有價證券保有總額が全國の普通銀行全部のそれに比較すると、預金は昭和八年末に於いて五四・二パーセント、貸出は四五・四パーセント、有價證券保有額は六

四・四パーセントとなつてゐる。而して、右の六大銀行に次ぐ川崎第百、其の他の四行を加へた十行の右各勘定總額を全國の普通銀行のそれに比すれば、預金に於て六二・九パーセント、貸出、五三・五パーセント、有價證券は七一・四パーセントを占めてゐる。即ち右の十行を除いた残りの五百六行が僅かに全國の總預金の三七・一パーセント、貸出の四六五パーセント、有價證券の二八・六パーセントを有してゐるに過ぎないのであるから資金の移動は今後も大銀行集中傾向を繼續するものと見られる。

右の如く明治三十四年には一千八百九十行に達した銀行數が今日に於ては五百餘行に減じたのみならず、預金貸出の集中が前述の如くであるため、日本全國の資金が中央に集中せられ且つ地方に於ける金融は勿論、中央に於ても中小商工業者は其の金融機關を奪はれた。其のために金融事業の大都市集中は勢の然らしむる處止むを得ざるものとは云へ、中小商工業者及び地方の事業家は資金の偏在に對して早くから非難の聲を上げ、昭和二年の金融恐慌後、大都市の中堅銀行の合併を見るに及んで益々高くなつた。

其の後金融が大銀行に集中せられ、日本の産業界に資金の需要が減少し銀行の手元資金が増

加すると共に、大銀行は資金を海外に於て運用し、我が國の金本位制度維持に不安を感じるに至つて所謂ドル買の端を發し、盛んに金を海外に輸出するに及び大銀行に對する怨嗟非難の聲を聞くに至つた。

我が國の政府が金本位制度の維持に全力を傾注してゐるに拘らず、國家の庇護の下に營業をしてゐる銀行が國策に背馳する態度に出ることは勿論非難すべきことではあるが、本來營利事業である銀行に國家の政策を強要し、敢て利益を無視した營業政策をとらしむることには多少の困難を伴ふ。従つて如何にせば金融機關をして國策に背馳せしめざる營業政策を採らしむると同時に中小商工業者に對する金融の圓滑を期し得るやは財界の將來に關し最も重大なる問題であると云はねばならぬ。

英國に於ては早くから銀行の大都市集中の傾向は表面に現はれ少数銀行が全國に支店網を張つて營業してゐるのであるが、金融機關の中央集中化の弊害に對しては日本よりも先に痛感せられ、其の弊害矯正策も一歩先んじて考察せられ初めた。而して其の解決策として最近金融事業國營論が擡頭するに至つた。

英國に於て金融事業の國營を主張するものは主として社會主義者であつて、彼等が銀行の國營を主張する根據は産業の發展には金融機關の營利を度外視せぬまでも相當犠牲的の營業方針をとる必要のあること、並びに生産事業に對しては國家が適當なる統制を加ふる必要のある點に基礎を置いてゐる。即ち近代産業には金融が必須の條件であつて資金を豊富にするのも少くするのも銀行の自由であり、如何なる産業に資金を注入し如何なる産業から資金を回収するかは銀行の決定に一任されてゐる。従つて各方面の産業を國營とするに先だち銀行の國營を主張するのである。

しかし金融機關の國營を主張するものは必ずしも社會主義者のみでは無く、社會主義には反對してゐる人々でも中央銀行の國營には賛成するものがある。しかし英國を除く大多數の國では中央銀行は國營であるか、或ひは其の形式は私營であつても實際には國家の嚴重なる統制の下に置かれてゐる。

一九一八年以後設立せられ又は整理せられた各國の中央銀行は、皆政府と中央銀行とを分離することを其の基礎としブラッセル會議以來開催された國際金融會議にもそれを主張してゐる

が、しかし右の理想の實現は頗る困難であつて、戦後又は最近の世界的恐慌以來各國は單に中央銀行のみならず、普通銀行の業務にも干渉を加へてゐるのである。我が國の震災手形補償及び非常貸出と同じくドイツに於ても普通銀行救済のために多額の貸出しをしてそれに嚴重なる監督を加へ、或は資本逃避防止法又は爲替管理法を施行して銀行の營業に制限を加へ、米國に於ても従來、聯邦準備銀行に對し、又は聯邦準備銀行を通じて加へてゐた普通銀行に對する干渉の上に更に最近ではチェースナショナル、及びナショナルシチーの兩銀行をして各五千萬ドルの優先株を發行せしめてこれを引受ける等普通銀行に對しても干渉するに至つた。

事實上世界大戰後に於ては政府と金融機關との關係は益々密接となり、其の分離は不可能となり、寧ろ兩者の分離よりも兩者の孰れが他を支配するか問題であつた。而して金融機關の指導精神が國民生活に影響すること、今日の如く甚だしい場合には國民が銀行の營業方針に重大な關心を有するに至るのは當然である。最近各國の金融状態が危機に頻するに當つて遂に政府が、その金融機關を左右するやうになつた。此の事は一九三三年四月以來の米國に於ける金融政策によつて最も明かである。

一般民衆が金融政策に望むところは、銀行―特に中央銀行―が信用の擴張又は收縮策を産業の状態に應じて適當にすること、並びに國內の物價を適當なる水準に保つことである。しかし實際に右の二つを實行することは決して容易ではなく民衆は信用の擴張が多ければ多い程それを喜ぶ傾向がある。

加之、金融機關が一國の生産事業の需要に應ずるために充分なる程度に信用を擴張してもそれが生産方面に向はず、投機に使用されることもある。又投機傾向を阻止するために信用を縮少すれば生産方面に使用すべき信用をも減少して、不景氣を招來することもある。此の間にあつて金融業者としては民衆の壓迫に屈しやすい政府、又は多くは好況時には過大な信用の膨脹を欲する商工業者に金融政策を左右されることを避けなければならぬ。

中央銀行の經營上に及ぼす國家の權力に關しては既に述べた所であるが、スウェーデン、ノルウェイ、及びロシアの如きは既に中央銀行を國營としてゐる。又我が國でも既に長期金融機關は半官半民の金融機關によつてこれを行つて居り、我が國の産業組合中央金庫の如きも政府の管轄下にあるのである。

普通銀行の國營問題は、中央銀行のそれとは多少の相違がある。中央銀行は一國に供給する信用の總量とそれによつて起る物價の變動に注意しなければならぬが、普通銀行の業務は其の信用を社會の各方面に分配することを主とする。銀行は一定量の信用を各産業に分配するのであるから、例へば工業方面の金融を制限して商業方面の金融に努力し、或は商工業でも、其の金融の方向を任意に變へることが出来る。而して國家が産業政策を建て、甲産業の助長を志しても銀行が乙産業に對する金融に資金を貸出して甲産業に對する金融を制限すれば國家の産業政策は實行を阻まれる。政府が金本位の維持等の如き國家最高政策を建て、實行しつゝある場合に銀行がこれに背馳する行動に出る場合の如きも猶更である。近代産業は銀行から資金の融通を受けなければ、其の運用が困難なのであるから、銀行の態度如何が國家の産業政策實行に重大なる關係があるのである。

従つて一國に統一的經濟政策を行ふことを主目的とする社會主義者が、中央銀行のみならず普通銀行をも國營とせんとするのは當然である。勿論社會主義者中にも株式組織の銀行を國營に移すことの困難と、商工業者のみならず一般預金者の反對を豫想して國營政策に反對するも

のも少くない。

英國の一般預金者は、從來の傳統から預金を政府經營の機關に預託することを私立の銀行に預託するよりも不安を感じる。これは一九三一年の總選舉の場合に、労働黨政府が郵便貯金に對して從來の政府以上統制の手を延ばすであらうと云ふ噂のみで労働黨が豫測せざる不利益を受けたことによつても證明される。我が國に於ても、臺銀、鮮銀、興銀、勸銀、各府縣農工銀行等の從來の經驗によれば政府經營の機關に對する預金が決して大銀行に置ける預金に比して安全であるとは斷じ難い。

英國でも日本でも相次ぐ小銀行の合併によつて少數の大銀行に預金が集中せられた結果は中小工業者が金融を受けることが益々困難となつたのであるが、それが更に政府の手に統一せられた場合、國家の經濟政策を遂行するに當つては現在以上に中小工業者の利害を無視することのあるべきことも想像せられ得る。即ち現在の弊害を矯めんとして却つてそれを助長する結果とならないとは限らない。蓋し社會主義者は中小工業を少くして、これを大規模工業に統一することを理想とするからである。しかし今日に於ても依然多くの人々は中小工業存続の利

益を信じてゐるがため、社會主義者の預金銀行の國營とそれを通じて達成さるべき商工業の統制に反對するのである。

以上の如く、銀行國營問題に關しては英國其他に於て論議せられてゐるが容易に實現すべくもない。英國及び日本の如く、一國の金融事業の大部分が少數の大銀行により支配せられつつある國でも即時これを政府の手に統一して、一個の組織とすることには幾多の困難が伴ふことを豫期しなければならぬであらう。

昭和九年五月七日印刷
昭和九年五月十日發行

(萬有知識文庫) 第二
銀行金融の知識

定價八錢



著作者 太田 黒 敏 男
發行者 加 藤 雄 策
印刷者 君 島 潔
東京市小石川區表町一〇九
東京市小石川區久堅町一〇八

發行所

東京市小石川區表町一〇九
電話東京三六三三九

非凡閣

電話小石川(85)六六一〇

共同印刷株式會社印刷

非凡閣
發行

萬有知識文庫

第一期刊行書目 (引き続き毎月刊行)

この日現代日本文化の最高權威者が一齊に立ちあがつて、日常一切の學問の寶庫の扉を民衆の前に開いた。適確平明の説明と價格の低廉、正に是れ昭和日本の民衆大學であり民衆圖書館である。

四五版クローヌ特製

各冊平均三百頁

定價各八拾錢

送料 八 錢

法學博士

栗栖尠夫 一般金融の知識

陸軍中將

佐藤清勝 新兵器の知識

商學博士

太田黑敏男 銀行金融の知識

陸軍少將

竹内榮喜 國防の知識

慶大教授

永田 清 國家財政の知識

高等農林學校教授

福本福三 生絲と人絹の知識

經濟學博士

服部文四郎 貨幣の知識

農大教授

吉田諒藏 米と肥料の知識

經濟學博士

鈴木憲久 租稅の知識

陸大教授

昇 曙夢 ソヴェトロシアの知識

明大講師

芳野國雄 簿記と會計の知識

東京日日外通大長

桑原忠夫 南米の知識

早大教授

喜多壯一郎 政治の知識

新東京特別市長

金壁 東 滿蒙の知識

法學博士

蘆田 均 國際外交の知識

文學博士

山岸光宣 獨逸文學の知識

慶大教授

加田哲二 社會思想の知識

豐島與志雄 佛蘭西文學の知識

中央金庫理事長

有馬頼寧 農村問題の知識

窪田空穂 和歌入門の知識

婦選同盟

金子しげり 婦人問題の知識

高濱虚子

池内たけし 俳句入門の知識

<small>慶大教授</small> 岡 乾治 労働問題の知識	<small>慶大教授</small> 井原 紘 マルクシズムの知識	<small>法學博士</small> 松本重敏 憲法の知識	<small>法學博士</small> 岡田朝太郎 刑法の知識	<small>法學博士</small> 栗栖尠夫 會社法の知識	<small>大審院判事</small> 三宅正太郎 治安維持法の知識	<small>陸軍大將</small> 大井成元 各國軍備の知識
<small>醫學博士</small> 津田博通 育兒と榮養の知識	<small>醫學博士</small> 萩原良一郎 家庭療病の知識	<small>醫學博士</small> 石崎仲三郎 妊娠及婦人病の知識	<small>醫學博士</small> 長濱 繁 性及性病の知識	<small>醫學博士</small> 石崎仲三郎 美容と衛生の知識	<small>醫學博士</small> 宮崎三郎 藥の知識	以下。續々。刊行。 <small>—全三百冊の豫定—</small>

664
1

1870

1871

1872